第二十九号様式（新聞広告掲載証明書の様式）（第二十条関係）

その一

新聞広告掲載証明書

候補者		
住所	候補者届出政党名	氏名

立候補届出年月日

右の者は、何年何月何日執行の何選挙の候補者であつて、公職選挙法第百四十九条第一項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何選挙長　氏　　名　印

備考

1　この様式は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の新聞広告についての様式である。

2　候補者の候補者届出政党名欄には、その者について公職選挙法第八十六条第二項又は第三項の規定による届出があつたときは、その所属する党派名を記載するものとする。

3　候補者の氏名欄には、その者について当該選挙の選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載するものとする。

その二

新聞広告掲載証明書

候補者			
住所	所属党派名	氏名	立候補届出年月日

右の者は、何年何月何日執行の何選挙の候補者であつて、公職選挙法第百四十九条第四項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何選挙長　氏　　名　印

備考

1　この様式は、参議院選挙区選出議員又は都道府県知事の選挙における候補者の新聞広告についての様式である。

2　候補者の氏名欄には、その者について当該選挙の選挙長の認定した通称があるときは、その通称を記載するものとする。

その三

新聞広告掲載証明書

政党その他の政治団体の名称	
本部の所在地	
代表者の氏名	
候補者届出年月日	

右の団体は、何年何月何日執行の何選挙の候補者届出政党であつて、都(何道府県)において公職選挙法第百四十九条第一項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

都(何道府県)選挙管理委員会委員長　氏　　名　印

備考　この証明書は、衆議院小選挙区選出議員の選挙において、候補者届出政党が新聞広告の掲載の申込みをする場合に、新聞広告横おおむね九・六センチメートル、縦一段組の寸法ごとに一枚必要です。

その四

新聞広告掲載証明書

政党その他の政治団体の名称		略称
本部の所在地		
代表者の氏名		
名簿届出年月日		

右の団体は、何年何月何日執行の何選挙の衆議院名簿届出政党等であつて、何選挙区において公職選挙法第百四十九条第二項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何選挙長　氏　　名　印

備考

1　この証明書は、衆議院比例代表選出議員の選挙において、新聞広告の掲載の申込みをする場合に、新聞広告横おおむね九・六センチメートル、縦一段組の寸法ごとに一枚必要です。

2　この証明書に記載された衆議院名簿届出政党等の当該選挙区における得票総数が当該選挙区における有効投票の総数の百分の二に満たない場合には、公職選挙法第百四十九条第六項ただし書の規定により無料で新聞広告を行うことができないため、新聞広告を掲載した新聞社等（公職選挙法施行規則第二十条第一項に規定する新聞社等をいう。）は、国に支払を請求することはできません。

その五

新聞広告掲載証明書

政党その他の政治団体の名称	略称	
本部の所在地		
代表者の氏名		
名簿届出年月日		

右の団体は、何年何月何日執行の何選挙の参議院名簿届出政党等であつて、公職選挙法第百四十九条第三項の規定による新聞広告を掲載することができるものであることを証明する。

何年何月何日

何選挙長　氏　　名　印

備考

1　この証明書は、参議院比例代表選出議員の選挙において、新聞広告の掲載の申込みをする場合に、新聞広告横おおむね九・六センチメートル、縦一段組の寸法ごとに一枚必要です。

2　この証明書に記載された参議院名簿届出政党等の得票総数(当該参議院名簿届出政党等に係る各参議院名簿登載者の得票総数を含むものをいう。)が当該選挙における有効投票の総数の百分の一に満たない場合には、公職選挙法第百四十九条第六項ただし書の規定により無料で新聞広告を行うことができないため、新聞広告を掲載した新聞社等(公職選挙法施行規則第二十条第一項に規定する新聞社等をいう。)は、国に支払を請求することはできません。